

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まります。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、**事前に連絡先まで申込みをお願いします。**
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

2 説明会の日程

開催日時		定員	会場
令和5年4月26日(水)	14時00分～15時00分 (免税事業者の方など消費税の 仕組みから知りたい方)	50名	台東区民会館8階第5会議室 台東区花川戸2-6-5
令和5年5月17日(水)	14時00分～15時00分 (インボイス制度の概要)	70名	台東区民会館8階第2会議室 台東区花川戸2-6-5
令和5年6月21日(水)			

【連絡先】 東京上野税務署 法人課税第1部門 ☎03-3821-9001 (代表)内線 22414

- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。
- 上記日程の都合が悪い方は、オンライン説明会を開催していますのでご利用ください。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や
留意すべき点などを解説します。また、
チャット機能を利用した質疑応答も
行っております。



説明会サイトへ